

新潟県条例第34号

新潟県漁港管理条例の一部を改正する条例

新潟県漁港管理条例（昭和33年新潟県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
(利用料等) 第14条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満の場合の占用料（工作物を設置しない場合の占用料を除く。）の額は、別表第1に定めるところにより算出した額に、 <u>1.1</u> を乗じて得た額とする。 3～6 (略)			(利用料等) 第14条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満の場合の占用料（工作物を設置しない場合の占用料を除く。）の額は、別表第1に定めるところにより算出した額に、 <u>1.08</u> を乗じて得た額とする。 3～6 (略)		
(土砂採取料等) 第14条の2 (略) 2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満の場合の占用料の額は、別表第2に定めるところにより算出した額に、 <u>1.1</u> を乗じて得た額とする。 3・4 (略)			(土砂採取料等) 第14条の2 (略) 2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満の場合の占用料の額は、別表第2に定めるところにより算出した額に、 <u>1.08</u> を乗じて得た額とする。 3・4 (略)		
別表第2 (第14条の2関係) (1) 土砂採取料			別表第2 (第14条の2関係) (1) 土砂採取料		
区 分	算定の基礎	土砂採取料の額	区 分	算定の基礎	土砂採取料の額
砂 利	(略)	180円	砂 利	(略)	175円
かき込み砂利		160円	かき込み砂利		155円
土 砂		140円	土 砂		135円
石	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	160円	石	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	155円
	(略)	(略)		(略)	(略)
	長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	120円		長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	115円
	長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	3,610円		長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	3,530円
	長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	7,230円		長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	7,060円
	長径120センチメートル以上	7,230円に長径が120センチメ		長径120センチメートル以上	7,060円に長径が120センチメ

	のもの	メートルを超える 15センチメート ルまでごとに <u>723円</u> を加算し た額		のもの	メートルを超える 15センチメート ルまでごとに <u>706円</u> を加算し た額
備考 (略) (2) (略)			備考 (略) (2) (略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第14条第2項及び第14条の2第2項並びに別表第2の規定は、この条例の施行の日以後における占有に係る占用料及び採取に係る土砂採取料について適用し、同日前における占有に係る占用料及び採取に係る土砂採取料については、なお従前の例による。